

みなとみらい21線馬車道駅

自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要領

2022年10月

横浜高速鉄道株式会社

1 概要

本事業は、みなとみらい 21 線馬車道駅改札外コンコースに自動販売機を設置することにより、駅利用者の利便性の向上を図るとともに、駅の資産価値向上を図るため、設置事業者をプロポーザルにより募集し、当社が最も適当と認める事業者と、設置に係る契約を締結します。

2 応募資格

- (1) 本要項の条件等を理解し、良質なサービスを提供できる能力と実績を有する企業であること
- (2) 提案内容に必要な許認可、免許等を有すること
- (3) 管理運営において、ノウハウ、資力及び実績を有すること
- (4) 鉄道施設内における飲料等自動販売機の設置運營業務若しくは食品取扱店舗の営業実績を有していること
- (5) 過去 3 年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (7) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (8) 自ら又はその役員、従業員等が暴力団員及び暴力団その他これに準ずる反社会的勢力に属するものでないこと。
- (9) その他当社が不適當と判断する事由を有しないこと

3 設置条件等

- (1) 場 所：みなとみらい線馬車道駅 B2 階改札外コンコース
- (2) 所在地：横浜市中区本町 5 丁目 4 9 番地先所在地（道路下）
- (3) 面 積：5.9 m²（別紙 1（位置図）、別紙 2（拡大図）を参照）
- (4) 設置台数及び事業者数

3 台までとし、事業者は 1 者とします。

- (5) 設置する自販機および回収ボックスの規格等

ア 外形

別紙 2 に示した設置場所の範囲を超えないものを設置すること。ただし自販機選定および設置にあたる詳細な採寸は各事業者にて実施すること。

イ 消費電力量

1 台当たり 1,500W 以内とすること。

ウ 機能等

ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自販機を設置すること。

エ 外装等

自販機の外装もしくは設置箇所の自販機外枠について、駅構内のデザインに配慮した外装とし、設置者決定後当社の了承の上デザインを決定すること。

オ 広告の掲示

当該自販機の販促となるもの以外、原則としてこれを認めない。また、外装との調和などを考慮するものとする。

カ 決済方法等

設置時より現金の他、交通系 IC カードに対応していること。その他の決済方法については運用開始後速やかに当社へ報告すること。

キ 安全面等

設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで、適切な転倒防止対策を施工する等、安全面を考慮すること。また、アンカー打設等については当社の指示に従うこと。

ク その他

原則として、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた回収ボックス（ごみ袋付き）を設置すること。ただし新設する回収ボックスは、扉を開かずボックス内部が確認できるものとする。また当社の了承の上、設置位置周辺と調和するデザインとすること。

(4) 締結予定の契約

設置予定事業者と当社の間で「みなとみらい 21 線みなとみらい駅構内における自販機業務に関する営業承認契約（予定）」を締結する。なお、本貸付契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の適用外とする。

(5) 契約期間

2022 年 12 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

※鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの命令等による場合の営業中止、中途解約について契約条項となることを承諾の上、契約すること。

(6) 売上報告書の提出

自販機の売上状況は、1 か月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに売上報告書を提出すること。なお、履行状況を確認するため、当社が利用状況等についての現地調査を行う場合、又は関係資料の提出を求めたときには速やかに当社に協力すること。

(7) 取扱商品

商品選定は幅広く、飲料（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類）のみならず、お客様のニーズに配慮し食品機を混ぜるなど、自販機全体の売上が向上する提案とすること。なお、飲料機のための提案も可とする。

ア 飲料については、缶（アルミ・スチール）及びビン（ガラス・プラスチック）等の密閉型容器入り各種飲料（アルコール飲料は除く）とすること。

イ 食品については、自販機付属の電子レンジ等で加熱調理して提供する商品を取り扱わないこと。

エ 取扱商品は、選定された後に当社と設置者の双方の協議の上決定するものとする。

(8) 設置事業者の費用負担等

自販機設置に伴う費用負担は次のとおり。

ア 営業料

(ア) 毎月の売上（消費税等を除く）に営業料率を乗じた額を支払うものとする。

(イ) 営業料の算出にあたっては、小数点以下の端数は切り捨てとし、これに消費税等を加えるものとする。なお、消費税に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(ウ) 振込手数料は、設置者が負担するものとする。

イ 道路占用料相当額

参考：2021年度徴収実績 月額182円/m²（税別）※横浜市条例に基づく

ウ 電源工事費

自販機用の電源は、設置予定地の壁面裏まで電源ケーブルが布設（ラック転がし）されているので、区画貫通処理を行い、使用すること。ただし、既設の仮設端子台は使用せず、分電盤等を事業者で設置するものとする。また、直結は行わないこと。（別紙3（設置場所現況）参照）

エ 電気使用料相当額

参考：2021年度徴収実績 月額5,000円/台（税別）

オ 外装費

(ア) 自販機外装は、当社と協議の上駅構内のデザインに配慮したものとし、その費用は設置事業者の負担とする。

(イ) 壁面の一部に装飾加工を行う（装飾面積は自動販売機の配置により異なる）
別紙3（設置場所現況）参照

カ 撤去費

契約満了時並びに鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの命令等による中途解約により自販機を撤去する場合の費用

キ 回収ボックス設置管理費

回収ボックス設置や収集・廃棄に係る費用

ク 補償費

損害賠償時等における補償費用

ケ 書類作成費

設置に係る申請等の書類作成及び提出に要する費用

(9) 維持管理責任

ア 商品補充、釣銭管理など自販機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意すること。商品の欠品が発生した場合は、発生当日もしくは翌日までに補充すること。

イ 設置箇所ごとに、缶、ペットボトル、ビン、パック等を回収できるよう回収ボックスを設置するとともに、空き容器が自販機周辺に散乱することなどがないよう、設置者の責任で回収、処分及び清掃を行うこと。なお、回収の頻度は3日に1回以上とし、土曜日、日曜日、祝日は可能な限り全日回収し、処分の際は関係法令を順守し処分すること。

- ウ 衛生管理及び感染症対策等については関係法令等を遵守すること。また、自販機本体及び設置箇所周辺の美化に努めること。
- エ 据付面及び周辺環境を十分確認したうえで、原則としてアンカーボルトにより自販機の脚部を固定すること。ただし、アンカーボルトが施工できない場合や当社が認める場合は自販機脚部に転倒防止用鉄板を固定して設置すること。
- オ 電源との接続部等については、必ず漏電防止の措置を取ること。
- カ 故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自販機表面の見やすい位置に、故障・不具合時等の連絡先を明記すること。
- キ 商品または補充等に不備があった場合は、ただちに当社に報告するとともに、適切な対応をとること。

(10) 損害賠償

- ア 自販機及びその商品等が当社または第三者に損害を与えたときは、設置事業者の責任において損害を賠償すること。
- イ 設備停止を伴うような事故が発生する等の状況により、自販機による販売を一時停止しなければならなくなった場合において、当社は一切の責を負わないものとする。また、諸官庁の指示等による販売停止等があった場合においても、それに伴う減収等について当社は一切の責を負わないものとする。
- ウ 鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの指示等により中途解約する場合においても、当社は一切の責を負わないものとする。

(11) 鉄道事業等の優先

- ア 鉄道事業を優先とし、当社が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること。(保守点検に伴う停電は、月に1～2回程度)
- イ 電力不足に伴う節電対策等に協力すること

(12) 禁止事項

次に掲げる行為を禁止し、判明した場合は違反事項として契約解除の事由とします。

- ア 自販機設置運営事業以外の用途で使用する事
- イ 契約物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること
- ウ 駅構内の秩序を乱す行為
- エ 使用許可条件に違反する行為
- オ 履行状況に対する是正指示に反する行為

4 提案内容及び応募書類

(1) 提案項目

以下の項目について提出、提案をお願いします。

- ア 営業料率
- イ 設置自販機レイアウト

- ウ 主な販売品目、販売価格
- エ 月間売上目標（算出の根拠も記載してください。）
- オ 環境対策自販機仕様
- カ オペレーション体制
- キ 故障、クレーム等発生時の緊急対応について
- ク SDG s の取組みについて
- ケ その他付加価値提案等

(2) 応募書類

- ア 企画提案書（様式自由）
- イ 営業料率及び売上目標見積書（様式1）
- イ 鉄道施設内における自販機設置運営事業申告書（様式自由）
- ウ 会社概要（様式自由）
- エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）
- オ 代表者の印鑑証明書
- カ 設置を希望する自販機のカタログ

5 進行スケジュール（予定は変更になる場合があります。予めご了承ください。）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 実施要項等公開 | 2022年 10月14日 |
| (2) 質問締切 | 2022年 10月21日 |
| (3) 提案書等の提出期限 | 2022年 10月28日 |
| (4) 提案内容の審査・選定 | 2022年 10月31日 |
| (5) 審査結果の通知 | 2022年 11月 2日 |
| (6) 設置事業者・当社打合せ | 2022年 11月 2日～11月21日 |
| (7) 設置 | 2022年12月 |
| (8) 運営開始 | 設置後速やかに運営開始 |

6 質問及び回答

(1) 質問受付期間

2022年10月14日から10月21日まで

(2) 質問提出方法

質問を電子メールにより、次の送付先に送付してください。

質問の送付先：eigyou@mm21railway.co.jp

※メールの件名は、【自販機設置予定事業者質問書】 貴社名 としてください。

(3) 回答

質問に対する回答は、送付されたメールアドレスに送付します。

7 応募書類の提出

(1) 提出期間

2022年10月14日から10月28日 17:30まで

(2) 提出方法

応募書類一式をご用意のうえ、提出先に直接または郵送にて提出ください。

(3) その他

応募書類の取扱い等

応募書類は、返却しません。

費用の負担

応募書類の作成等に要する経費は応募者の負担とします。

8 選考

横浜高速鉄道社内において企画提案書等に基づき審査を実施し、選考する予定です。

9 審査結果の通知

審査の結果は2022年11月2日発送にてすべての応募者に郵送により書面で通知します。

なお、審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

10 契約について

本提案は事業者の特定を目的に実施するものであり、契約は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。当社と選定事業者による協議及び調整が整った後、契約を締結します。

11 添付書類

(1) 資料

馬車道駅自販機設置エリア (別紙1)

馬車道駅自販機設置エリア(拡大図) (別紙2)

(2) 応募書類

営業料率及び売上目標見積書(様式1)

12 問い合わせ先

担当部署：横浜高速鉄道株式会社 経営管理部経営企画課営業推進係

所在地：横浜市中区元町一丁目11番地

連絡先：電話 045-664-0625

メール eigyou@mm21railway.co.jp